

平成27年第1回定例会 厚生常任委員会記録

開催日時	開会：平成27年3月10日 午前9時00分 散会：平成27年3月10日 午前11時42分	招集場所	第3委員会室
付託事件	議案第28号 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について 議案第59号 平成27年度西予市簡易水道事業特別会計予算 議案第60号 平成27年度西予市水道事業会計予算 議案第61号 平成27年度西予市病院事業会計予算 議案第62号 平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算		
出席委員	源 正樹	酒井宇之吉	田中 徳博
	沖野 健三	岡山 清秋	山本 昭義
説明員	公営企業部長 平野松市		水道課長 清水昭広
	西予市民病院事務長 三好敏也		野村病院事務長 松本恭典
	つくし苑事務長 篠藤義直		水道課長補佐 佐藤茂輝
	つくし苑事務長補佐 小浜勇人		
傍聴者	なし		
酒井副委員長 源委員長 酒井副委員長 平野公営企業部長 酒井副委員長 源委員長 源委員長 清水水道課長 源委員長 中村委員	<p>開会宣言を行うと共に、委員長に挨拶を促す。 開会9時00分 委員会開催にあたっての挨拶を行う。 委員会審査における注意事項を述べ、公営企業部長に挨拶をお願いする。 挨拶を行う。 以降の進行を委員長に委ねる。 議案審査に入る旨を告げる。</p> <p>【水道課管分】 議案第59号「平成27年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について、課長の説明を求め、 予算書により説明を行う。 質疑を諮る。 城川を除く旧町については、簡易水道、上水道の財政上の統合が先般成されたところですが、240頁、242頁では簡易水道の維持管理事業については、宇和地区は1千200万円、そして野村地区は2千300万円、城川地区が4千100万円近くということで、非常に城川が突出して、残っているから当然こうなるのかなと思います。施設整備事業につきましても242頁で宇和地区は50万円、野村地区が500万円、城川地区が1千690万円ということで城川が非常に突出しているわけですが、以前から問題になっております、国のほうで平成29年3月だったと思いますが、財政上の統合をしなさい、しないと後々の簡易水道の補助事業の対象にはなりませんよという話は度々聞いています</p>		

<p>清水水道課長</p>	<p>が、残り2年になってきているわけですが、国の考え方というか、方針が29年3月ということが依然として強く言われているのか、その縛りの中で西予市としては城川の簡易水道をどう取り組んでいこうと思っておられるのか、本当に29年3月であれば残り2年ですから、城川の簡易水道の財政上の統合は非常に目前になってきていますが、国の方針と西予市の取り組み方について伺います。</p> <p>まず簡易水道の統合の件ですが、平成29年の3月末に事業統合をしないと国庫補助金がもらえないということで国の指導は来ています。事業統合をするために施設の改修を行う場合に、国から出す国庫補助金の期限が29年の3月末ということでありまして、それまでに全部の簡易水道が統合できてないと何かペナルティがあるというものではありません。ただ、国のほうでは一つの事業体で一つの水道事業を目指しているという考えは変わってないと思いますけど、あくまでも補助金をもらうためには統合してないといけないということになっています。城川の件ですが、城川以外の野村、宇和にもまだ簡易水道は残っています。先般、組合の代表の方とか、維持管理をしている方にそれぞれヒアリングをさせていただきまして、簡易水道の今後の統合をどう考えますかということも聴いたりしています。市のほうでも上水道へ受け入れるとなると、ある程度の施設改修するとか、受け入れ後の維持管理体制をどうしていくか、水道料金をどうしていくかというような大きな問題を抱えておりますので、今回のヒアリングをもとに地元の意向を確認した後、統合に向けての方向を見つけて行ったらと考えています。</p>
<p>中村委員</p>	<p>国の方針、29年3月について、先延ばしということは国との接触の中でどのように言っているのか、その縛りは当面全国的に見ても難しいからやらないというのか、いやちょっと2、3年先延ばしするというのか、トータルとして頑なに29年3月と言いつけているのか、その辺感触があればお知らせ願ったらと思います。</p>
<p>清水水道課長</p>	<p>国の水道ビジョンを平成16年につくっております。それから時を経ておりますので、平成25年くらいに新しい水道ビジョンということで人口動態の様子とか地域のこれまでの状況を踏まえて、ビジョンの中身も少し変わってきたような感じはしております。また、統合に対する補助金に対しても昨年の市長会においても西予市長からも、全国大会に向けて補助期間の延長等も要望しておりますので、平成29年3月が近づくと何らかの動きがあるのではないかと考えています。</p>
<p>山本委員</p>	<p>城川も当然、高齢化・少子化が進み人口減が進んでいますが、そのような中で簡易水道については施設ができるような方向に進んでいるのですか。急いで取り組まないと、結局、組合をつくるにしても野村かどこかへ入らないと間に合わなくなるのではないかと心配をしているのですが。その辺はどのように進めているのですか。</p>

清水水道課長	<p>本当は29年度は事業を進めていなくても計画だけでいいでしょう。国の場合は、簡易水道の統合につきまして、国のほうへは統合計画ということで29年3月末に西予市の簡易水道を統合するという統合計画を挙げています。それに向けて国の補助をもらうためには29年3月末までに施設整備をしていないといけないということになっています。城川の場合ですが、今回の統合につきましては施設を全部やりかえて施設を管路でつなぐのではなく、ソフト統合といたしまして、水道の会計を統合する、例えば城川の簡易水道の一部が今回統合しました西予市の上水道の中へ会計上組み入れることは構わないですよという統合の方針が出ておりますので、当然、城川の簡易水道を管路ですべて繋ぐことは困難だと考えております。その中で現況の施設を維持しながら、例えば上水道に統合するなら上水道の施設規模に改修して統合するという考えがあらうかと思えます。</p>
山本委員	<p>今の説明では、計画だけしておけば構わないということですね。補助は後でも取れるということ。</p>
清水水道課長	<p>補助が29年の3月までに事業をしてないといけないので、補助をとる場合は来年度辺りから要望をかけていないといけないという状況になっております。ただ、簡易水道を上水道に統合するまでに事業認可といたしまして、愛媛県の認可をもらう必要がありますので、今、地域がまとまっておらず、料金がどうなるかわからない状態で認可も取れないという状況ですので、そこをクリアした後、認可をとって統合していくと、その時の財源として29年3月までであれば国の補助がありますよということでご理解いただいたらと思います。</p>
山本委員	<p>それは分かっているのですが、結局事業化する場合、高齢化が進んで人口が減ってしまう。このままずっと2年もすれば、後できなくなるのではないかという心配をしています。早く進めないとただ計画はできた、予算はついた、事業は進まない、進めようとしてもできないというふうになった場合に困るのではないか。特に城川の場合は簡易水道については非常に遅れているので、特に急がなければいけないという気持ちを持っています。今言われただけでいいのかなという気持ちを持っています。</p>
清水水道課長	<p>先ほど説明いたしましたようにヒアリング結果の中でも、城川の方から施設が老朽化しているとか、維持管理が大変困難になっているというような意見をいただいております。ただ、統合はどうですかという時に水道料金の問題とか、施設改修、たとえ国庫補助をもらっても残りの財源も構える必要がありますので、そこらを相対的に考えて市の水道として今後、簡易水道をどういう方向へもって行くか、時間はかかっておりますが、じっくり練る必要があると考えています。</p>
岡山委員	<p>今までのことを聴いておりますと、私は城川ですから一番内容は分か</p>

	<p>るのですが、全部が全部ではない。昨年、一昨年かけて工事を行い、今は完全に水道施設の工事を完了しているところもあるわけです。そういうところはいいだろうと思いますが、確かに先ほど山本委員が言われたように、奥に入ると施設の整備ができていないところもあります。確かに高齢者ばかりで工事ができないところもあるわけですが、今課長が言われたのは、29年の3月までに統合しないと国からの補助金がいただけないと言われたのですが、良く考えれば補助金なくしてこれからの水道事業ができますか。逆に言えば。当然補助金が無ければおそらく城川の方もできないと思いますよ。ならば今ほど言われたように早急にかからないと。29年に統合しておかなければできないというならば、もうすでに工事が始まっておかないと間に合いませんよ。そこらあたりはどのように考えていますか。</p>
清水水道課長	<p>大変遅れていることはこの場を借りてお詫びしたいと思います。なお、簡易水道と上水道の統合の件ですが、その前段で今年度、4つの上水道が統合することができました。簡易水道が統合するとき上水道のどこへ統合するか、例えば城川の簡易水道が上水道へ統合した場合に母体となる水道事業がまだ確立されておりました。当初の計画では上水道の統合がまだ早い時期に見込んでおりましたので、上水道の統合ができてそこへ簡易水道が統合するというスケジュールを組んでおりましたので、それが大幅に遅れているのは事実かと思えます。</p>
岡山委員	<p>先ほど言った中で一つ部長にお聞きするのですが、先般、城川でこのことについてアンケートを取られたと思うんですよ。私も地元魚成の水道組合長という立場でアンケートに答えました。私のところは施設ができたので今のところは必要ない、しかし、自分のとこだけではいけないということで早急にやってほしいというアンケートの結果を出したのですが、そのアンケートの相対的なまとめはできておりますか。できているのならば結果はどのようになっているのか、城川の方がどのようなことを言われているのか、できれば聞かせていただきたいのと、万が一これから工事を始めた中で、工事が出来上がった後の支払い面、水道料について、おそらくいろんな意見が出ると思うんですよ。そこらあたりのことをどのように思われているのかお聞きして終わりたいと思います。</p>
平野公営企業部長	<p>確かに宇和、野村、城川の簡易水道等の102の組合に対して、うちのほうから簡易水道等ヒアリング調査票をお配りして8割くらいは回答が返ってきております。回答を見ますと岡山委員の地元の魚成のように整備ができて安い料金で水道を飲んでいるところについては、当面の間は上水道と統合しなくていいよというところもございます。しかし、5戸や10戸の小さな部落で高齢になっておられる方については、整備してもう50年経っている。でも整備をする余力がないとい</p>

	<p>うところについては早く浄水と統合したいという所も半分近くございます。すべてを上水に受け入れるということはもちろん水道料金にも跳ね返ってきますので、そこらの財源的なものをどうするかということはもう一度全部出そろったところで地元の水道担当者、水道組合の代表者の方と一同に集めて話し合いをもって、その中で本庁の財政課と支援ができるかどうか也十分話し合った中で簡水の上水への事業統合を決めていきたいというふうに考えております。出揃うのは今月末くらいになりますので、早くて4月か5月の内に会議をもって早く方向性を決めたいというふうに考えております。</p>
酒井副委員長	<p>249頁の基金の前年残でございますが、非常に減っております、この会計処理が上水会計に入ったということでございます。先ほどから簡易水道の負担とかいろいろな補助の話が出ておりますけども、上水道に簡易水道が入ってくるということに関しましては、上水道会計、財源のもとがないと、やはり簡易水道をうかうか受けることはできないなという、上水道の受益を受けている市民からはこういう意見が出てくるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりの簡易水道の施設補助を受けるときには、上水道に大分の負担がかかる場合は、市の一般会計財政から出せるようなおつもりはございますか。</p>
清水水道課長	<p>今、一般会計もたいへん財政が厳しい折でございます。簡易水道が統合するということになるとかなりの財源が要ることになると思います。この起債の中で上水道に統合した分の起債の内、2分の1は国からの補助があつたりもしますので、そういう交付税措置が伴うものもあります。そこをもって上水道で受け入れていくわけですが、一般会計側から財源が捻出できるのはなかなか厳しいのではないかと今のところは考えております。</p>
酒井副委員長	<p>102の簡易水道及び上水道、そしてもう一つ下の供給している水道があるわけですが、これらの地図というのはわかりますか。西予市全体の地図を描いて、この世帯の部分は上水道、明浜は一本ですからいいのですが、ここはこういう簡易水道、102の図面というのは地図で色分して給水されている地域の色分けみたいな地図がぼんと出てくるようなものはございますか。例えば宇和町でしたら明間とか何カ所かまだあります。野村町もあります。野村町は上水道もあります。上水道以外の地図の色分けというのは我々は全然わからないのですが、どの地域までが上水道、どの地域が簡易水道の地域、そういうような一発で見てわかるような図面はございませんか。</p>
清水水道課長	<p>地図は各町ごとに作っておりまして、給水エリアが分かるような地図を県のほうへも出すようになっております。そういう整備はしておりますので、細かい地図の中に個数が多いので重なり合っ見えにくいかもしれませんが整備はしております。</p>
酒井副委員長	<p>明浜、三瓶、宇和とだいたい進んでいるところはいいのですが、城川</p>

	<p>地区などはそういう図面を町民にしっかりわかってもらって、その中でどのようにすればよいか、町民全体が意識を高揚させて、給水について問題意識として捉えるような啓蒙をしないと、ここで行政だけが簡易水道どうのこうのという話をしてもいかんのではないかと思います。市民が今の進んだ文化の中で、飲み水なんかはほとんど買っている時代になっていますので、生活用水というかたちの中での考え方をどのようにしているかをしっかり啓蒙していくのも簡易水道事業ということだけではなしに、やっていかなければいけないのではないかと思います。</p>
清水水道課長	<p>簡易水道を含めて水道事業をどんどんPRしていくことは大事かと思えます。今月の3月27日に水道事業経営審議会といいまして、各5町から4名ずつの委員さんが出ていただきまして、今後の水道事業、簡易水道の統合も含めて意見交換の場を持つようにしております。その中で市民の方から意見をいただいたものを今後の水道事業に反映していきたいとも考えております。</p>
源委員長	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。</p>
源委員長	<p>採決に移る旨を告げる。</p>
源委員長	<p>挙手表決により採決を行う。</p>
源委員長	<p>挙手全員により、議案第59号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
源委員長	<p>暫時休憩を告げる。(休憩9:49~9:57)</p>
源委員長	<p>再開を告げる。</p>
源委員長	<p>議案第60号「平成27年度西予市水道事業会計予算」について、課長の説明を求める。</p>
清水水道課長	<p>予算書により説明を行う。</p>
源委員長	<p>質疑を諮る。</p>
中村委員	<p>39頁の送配水等施設費の工事請負費で4億4,000万円ほど今年は計上されておりますが、そのうちの主な工事についてご説明いただいたらと思います。</p>
清水水道課長	<p>予算書1頁をご覧くださいと思います。総則の第2条で主な建設挙げています。愛宕山配水池更新事業、野村町ですけれども2億6,000万円、国道378号線送水管布設替事業2,468万円、これは明浜町宮野浦地区の分です。宇和球場改修に伴う配水管布設替事業1,838万2千円、周木配水池残塩計更新事業293万円、これが三瓶町、が主なものとしておりますけど、ほか配水管等の布設替えをそれぞれ計画しております。</p>
中村委員	<p>ただいまの愛宕山配水池更新事業というのは金額だけ説明があったわけですが、2億6,000万円と非常に金額が大きいわけですが、この事業の中身をもうちょっと詳しく教えていただいたらと思います。</p>

清水水道課長	<p>愛宕山配水池は野村給水区域の重要な配水池でありまして、野村上水道の給水開始からつくられた配水池と認識しております。多分、昭和32年、33年頃の当初につくられた配水池でありまして、老朽化が進んでおります。本年度と来年度の2期の工事予定で、すでに事業のほうは開始しております。本年度、施設の配水池を一部壊すような工事をしておりまして、そこに基礎をつくる所を今年度予算で取り組んでおります。来年度、本体部分の配水池を予定では1,280 m³程度の配水池を建設する予定にしております。</p>
中村委員	<p>32頁の漏水調査監視委託料116万7千円とあるわけですが、県道伊延・永長線の永長の若宮神社の前あたりで大きな断水がありました。こういうのは早くから漏水があったんじゃないかなという気もせんでもないのですが、突然破裂する場合もありましようけども。やはり116万7千円で漏水調査、透視等、実際に漏水量、どれくらい水源地から供給しておきながら料金として回収している量が分かっていると思うのですが、いわゆる漏水率が周辺の市町と比べて西予市の場合どうなのか、私が考えるのは漏水量が多くて未収金がたくさんあるのであれば、しっかりと漏水調査もしていただかないと、この116万7千円で十分なのかなという危惧をしたものですから、その辺の兼ね合いでお尋ねしたいと思います。</p>
清水水道課長	<p>通常の監視は上水道施設の配水池の出口に流量計を付けており、それを通信で取り込んで監視しております。通常、職員が監視しております。日頃より配水量が増えてきたなということになると、どこかで漏水が発生した恐れがあるということで、まずは職員のほうで漏水探知機という機械がありますのであたります。それでもどうしても漏水箇所が見つからない場合、そういう時に業者へ委託して早期に漏水を発見するというかたちで予算計上しております。それと有収率の件です。例年80%を超えたあたりが西予市の有収率になっています。ただ、これも大きな漏水があると有収率がガクンと落ちてくるわけですが、その程度で推移しています。全国的には90%ですので、比較するとまだまだ有収率が低いので管路の更新等により有収率につなげていく必要があると考えています。</p>
中村委員	<p>全国平均が90%代で西予市が80%代というところかなりロスがあるわけですね。その辺、どういう計画で、要するに耐震化率を向上させたり石綿管を耐久性の良いものに変えていくということなのでしょうけども、八幡浜とか宇和島で参考になる数値があれば教えていただきたいのと、今後しっかりと有収率を向上させていくような年次計画があるのかどうか、その辺教えていただけたらと思います。</p>
清水水道課長	<p>周辺の自治体の数字はつかんでおりませんが、八幡浜市さん、大洲市さんもたいへん漏水に苦勞しておられるようで、特に大洲市はまだ石綿管が多く残っているということでどんどん事業をされております。</p>

	<p>その関係でここ最近の新聞に出ておろうかと思いますが、設備投資をするための料金の改定を八幡浜市さん、大洲市さんはやるような形で計画し、順次、有収率を上げていくような計画をするというのは聞いております。それと、西予市の年次計画ですが、事業統合の折に5年間で26億円程度の計画で動いております。ただこれは財政事情がありますので、来年度4億円余りの事業費になっておりますが、そこは財政需要を見極めながら管路の改修を順次進めて有収率を上げていくと、事業統合ができましたのでこれまで明浜町とか三瓶町についてはなかなか建設改良、改修ができていなかったわけですが、それも取り組んでいきますので今後は少しずつ有収率が上がるかなと考えています。</p>
酒井副委員長	<p>国道378号線送水管布設替事業について、これは国道の新設・付け替えによるものだと思います。これにつきましては国道のほうから収入が入ってくるのではないですか。自前でやらなければいけないのですか。</p>
清水水道課長	<p>今回計画しております区間は宮野浦から岩井地区はご存知かと思いますが、あの間がここ何年かの間に送水管が2カ所くらい裂けておまして、管が非常に古くなっております。道路改良と併せるのではなく、弱い間の部分を来年度はやりかえる計画で進んでおります。</p>
酒井副委員長	<p>ということは、岩井の所の国道付け替え工事が始まりますけれども、あの分とは全然関係が無いところということではよろしいですか。</p>
清水水道課長	<p>国道378号線の送水管布設替えの場所につきましては岩井地区の入口の所をやるということで、道路改良の部分ではないということでご理解いただいたらと思います。</p>
酒井副委員長	<p>国道378号線の明浜部分につきましては非常に漏水も多いということで、そして東南海地震の時に国道に全部布設されているということで、以前もそういう事案がありましたけれども、この件の布設につきましては私どもは南予用水事業団のほうで予算的に布設の計画があると聞いていたのですが、これについてはどうなっていますか。</p>
清水水道課長	<p>南予用水の事業で農業部門と水道部門でメインの管は今後やりかえると聞いております。水道部門については浄水場へ水が送られたあとの配水管につきましては市の管理になっておりますので、市で対応する必要があるかと考えています。</p>
酒井副委員長	<p>市民から私のほうへよく質問があるのですが、東南海地震の際、国道378号線の現状では水道管本管が海へもって行かれると予想される。全然インフラが使えなくなるような予想をしている地区が多いです。これの対応についてはご検討いただいたことはありますか。</p>
清水水道課長	<p>今年度、設計委託業務として明浜の高山から先ほど示した工事区間のあたりまでの全体設計の委託は出しております。ただその中ではどうしても水道管を道路へ入れる必要がありますので、災害に対応すると</p>

酒井副委員長	<p>ということになるとなかなか難しい。そこは今後検討していく必要があるのではないかと考えております。</p> <p>市民の不安を払拭するためにも、今後、東南海地震等の危機管理につきましても、危機管理課とこうなった場合はこうするというような、水道水、生活用水の供給については協議をしておいていただきたいと思いますが。</p>
清水水道課長	<p>たいへん重要なことでありますので危機管理課と調整を持ちながら計画のほうも進めていきたいと考えております。</p>
源委員長	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。</p>
源委員長	<p>採決に移る旨を告げる。</p>
源委員長	<p>挙手表決により採決を行う。</p>
源委員長	<p>挙手全員により、議案第 59 号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
源委員長	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 10 : 25～10 : 31)</p>
源委員長	<p>【病院所管分】</p> <p>再開を告げる。</p>
源委員長	<p>議案第 28 号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」について、課長の説明を求める。</p>
松本野村病院事務長	<p>議案書により説明を行う。</p>
源委員長	<p>質疑を諮る。</p>
酒井副委員長	<p>118 頁でございますが、特別室が市民病院 1 万円、野村病院 4 千円、個室が 5 千円と 2 千円になっていますが、同じ市内でよっぽど待遇が違ってこれだけ金額が違うのでしょうか。例えばターミナル施設は 19 平米ですけども市民病院の個室の A 室は何平米くらいあるのですか。</p>
松本野村病院事務長	<p>野村病院の特別室は現在 2 部屋ありまして、広さが 12 平米になります。設備的にはトイレとテレビ、冷蔵庫を設置しております。料金的には以前から 4 千円です。</p>
酒井副委員長	<p>市民病院の A 室の平米数と施設ケアについて質問します。</p>
三好市民病院事務長	<p>西予市民病院ですが特別室が約 25 平米、A 室と B 室が約 13 平米と同じですが A 室につきましてはトイレ、シャワー、テレビ、B 室についてはトイレ、シャワーがございません。テレビを設置しております。特別室につきましてはご案内のとおり、アメニティ設備をバス、トイレ、ミニキッチン、冷蔵庫、テレビ、応接セットと洗面台も完備しております。</p>
源委員長	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。</p>
源委員長	<p>採決に移る旨を告げる。</p>
源委員長	<p>挙手表決により採決を行う。</p>
源委員長	<p>挙手全員により、議案第 28 号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>

<p>源委員長</p> <p>源委員長</p> <p>源委員長</p> <p>三好市民病院事務長</p> <p>松本野村病院事務長</p> <p>源委員長</p> <p>中村委員</p> <p>三好市民病院事務長</p>	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 10 : 35～10 : 37)</p> <p>再開を告げる。</p> <p>議案第 61 号「平成 27 年度西予市病院事業会計予算」について、課長の説明を求める。</p> <p>予算書により説明を行う。</p> <p>質疑を諮る。</p> <p>西予市民病院についてお尋ねしますが、今月の 21 日で開院から半年を迎えるわけですが、特に問題もなく非常に良いスタートが切れたのではないかと思っています。関係者のご苦労はたいへんだったのではないかと思っています。まずお礼を申し上げたいと思います。2 点ほど質問したいのは、婦人科・皮膚科ですが新病院開院されるにあたって新設された科だと思いましたが、現状では非常勤の医師が 9 名、そして常勤が 9 名の合計 18 名ですが、その非常勤の医師が対応されていると思いますが、婦人科・皮膚科の現状と今後の常勤化へ向けての方針、もう一つは市の広報を見ますと最後から 2 頁目ぐらいにお悔やみとお誕生とがありますけれども、お誕生では 10 名そこそこ、お悔やみは 50 名近く或いは 60 名くらいの時もあるかもしれませんが、圧倒的にお悔やみが多いということで、少子化が非常に問題になっている。少子化対策のためにも産婦人科が今後、どういう射程に入っているのか、どういう努力をされているのか、開設に向けての方針があればお伺いしたいと思います。</p> <p>婦人科・皮膚科、新病院開院に併せて新設することにいたしました。婦人科医、皮膚科医は今、愛大から支援をいただいているわけですが、非常に医局でも医局員がないということで、私ども非常に苦労したかでございます。愛媛大学医学部の多大なご協力を頂きまして、現在のところ週 1 回ではございますけれども医局からの派遣ということでご協力いただいているところです。この医師につきましては 2 人とも西予市出身の方でございまして、いろいろ本人とも折衝いたしましたけれども、2 人とも西予市に貢献したいという強い意志も持っていていただいております、快く受けていただいた経緯がございます。しかしながら冒頭申しましたように、医師については非常に少ないということで、婦人科の医師が特に少ないということです。常勤に向けての取り組みはということですが、当初、婦人科については常勤の考えでございましたけれども、医局員が抜けられたということで、うちのみならず愛媛県の産婦人科医がないということで、どこも苦労されているということで今後におきましても医局員が増えない限りなかなか難しいのではないかと考えております。皮膚科につきましては近くに個人が開業されましたけれど、その関係で当院のほうも患者が減るの</p>
--	--

	<p>ではないかという不安を持っておりましたが、思った以上に減らずに、先般、開院して1ヶ月の間、外来に来られる患者さんにアンケート調査を実施しております。その中でも自由意見のところ皮膚科の診療回数を増やしてほしいと、市民からは常勤を望む声が多くございました。この点につきましては今後、大学のほうとも詰めまして回数を増やす、常勤はなかなか難しいかもしれませんが、今後の情勢によってそういった方向にむけていきたいと考えております。産婦人科の開設でございますが、産婦人科の開設には助産師を構えなくてはなりませんし、小児科の新設もでございます。新病院を建設するにあたって当初、幹部ともいろいろと議論をしたわけですが、医師不足ということもあり開設は無理だろうということで、住民からの要望が強いせめて婦人科だけでもということで婦人科を開設したわけでございます。婦人科につきましても患者数も増えており、今、簡単なオペも実施しているところです。そういったことで住民のニーズに応えられるようこの科についてもできれば常勤にさせていただくよう今後も交渉を続けていきたいと思っています。</p>
<p>中村委員 沖野委員</p>	<p>ありがとうございます。引き続き努力をお願いします。 開院して半年が経って、アンケート調査などもされているということですが、議会で一番心配していたのが、今までの宇和病院からはちょっと離れになりますので、交通の便について非常に特別委員会でも心配して、独自でバスの運行等しないかということをお心配したこともあったのですが、アンケート調査や患者様の意見を集約されて、通院に対する不便さとかは聞かれていないかお伺いしたいのですが。</p>
<p>三好市民病院事務長</p>	<p>外来のアンケート調査を実施いたしました。期間は1月5日から1月31日で外来に見えた方、総数786名から回答いただきました。その中にどのような交通手段で来られているのかということもお聞きをしておりますが、宇和島自動車の路線バスもご協力いただき院内のほうに回していただけるようになっております。公共交通の中ではこちらを利用される方が一番多いかなというところです。あと、生活福祉バスとかもございます。利用される方もいらっしゃいますが、診療時間によって帰る便が無いといった不具合があるようでございますので、今後、担当課とその辺を協議していきたいと考えています。ほとんどの方が自家用車、もしくは家族の方の車で来院されているのが現状でございます。やはり元宇和病院は街中にありましたので近所の徒歩で来られていた方がなかなか新病院は交通手段が無いので来れないといったことも聞いてはおりますが、足となるものを充実させていかなければならないというふうに我々も考えておりますので、担当課と協議し進めてまいりたいと思います。</p>
<p>沖野委員</p>	<p>宇和地区については不便さをあまり感じないかもしれませんが、特に以前から心配しておりました明浜地区、三瓶地区に対して通院する便</p>

田中委員	<p>が非常に少ないということなので、今後はできるだけバスの回数を多くするとかで不便さを解消していただきたいと思います。</p>
三好市民病院事務長	<p>薬品の在庫についてお伺いしたいのですが、例えば2億円近い薬品の在庫を抱えられていると思いますが、その傾向と在庫の扱い、例えばインフルエンザがはやりそうということでそういった対策で仕入れられている部分、また、災害対策ということで備蓄的な在庫があると思うのですが、薬ということで有効年月日があると思うのですがその辺の取扱いと、昔でしたらサンプル的な分があってひどい話、5プラ1とかあったりして、その辺の扱いがどうなっているのかお伺いします。</p>
酒井副委員長 三好市民病院事務長 酒井副委員長	<p>薬品の管理につきましては、新病院では在庫管理システムを導入いたしまして在庫管理をしております。貯蔵品もすべてお金に換算されますので、ご指摘のとおり有効期限が過ぎたものに対しては廃棄ということになりますので、当院では在庫管理を徹底し、新薬導入につきましても薬事委員会を開催して新薬を入れるのであれば古い薬品を中止するといった方向で在庫管理に努めています。</p>
三好市民病院事務長	<p>薬の関係ですが、ジェネリックの率はどのくらいになっていますか。現在のところ8%くらいです。</p>
酒井副委員長	<p>昨日テレビを見ておりますと、全国でジェネリックが47%くらいの数字が報道されておりました。やはり8%はジェネリックが少ないのかなという感じはします。そのあたりはどう考えておられるか、まあ医師の考え方であろうと思いますけれども、これにつきましては患者さんの医療費負担が少なくて済むわけで、そのあたりの判断は先生にお任せするというようにしていますか。</p>
三好市民病院事務長	<p>薬品の導入に当たっては薬事審議会を開いて決定しておりますので、それぞれドクター等の診療方針もございますので、審議会のほうで諮って決定する運びにしています。</p>
酒井副委員長 三好市民病院事務長	<p>光熱水費が4,500万円ですが、先ほどの説明で電氣量が870万円増になっています。施設面積が大きくなったので仕方ないかもしれませんが、太陽光発電施設の利用と軽減策をどのようにしているかお尋ねします。</p>
酒井副委員長	<p>旧病院面積の倍になったということでLEDを採用し節減を図っているところですが、如何せん広くなったということと、空調関係を旧病院ではボイラーである程度賄っておりましたが、その一部分で電氣が主となっていることも要因です。なるべくこまめに職員へ周知して節電に協力していただいているところですが、新しい施設になったという要因からなかなか減額できないのが現状ですが、今後も節電に努めてまいりたいと思っています。</p>
	<p>増えるのは仕方ないことですが、太陽光発電の寄与はどれくらいなのか、売電されているのか、それとも院内でどれくらい寄与されている</p>

三好市民病院事務長	<p>のか、どのように考えておられるのかを聞いています。</p> <p>太陽光発電につきましては100キロワットで、今の消費電力の3%しか賄うことができておりません。補助金で建てておりますので当然売電も禁止されているという状況です。その3%につきましては主に空調に使用しています。</p>
源委員長	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。</p>
源委員長	<p>採決に移る旨を告げる。</p>
源委員長	<p>挙手表決により採決を行う。</p>
源委員長	<p>挙手全員により、議案第61号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
源委員長	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 11:28~11:36)</p>
	<p>【つくし苑所管分】</p>
源委員長	<p>再開を告げる。</p>
源委員長	<p>議案第62号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」</p>
	<p>について、課長の説明を求める。</p>
篠藤つくし苑事務長	<p>予算書により説明を行う。</p>
源委員長	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。</p>
源委員長	<p>採決に移る旨を告げる。</p>
源委員長	<p>挙手表決により採決を行う。</p>
源委員長	<p>挙手全員により、議案第62号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 11:42~)</p>

平成27年第1回定例会 厚生常任委員会記録

開催日時	開会：平成27年3月10日 午後1時00分 散会：平成27年3月10日 午後3時22分	招集場所	第2委員会室
付託事件	議案第21号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について 議案第50号 平成27年度西予市一般会計予算 議案第52号 平成27年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 議案第54号 平成27年度西予市国民健康保険特別会計予算 議案第55号 平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計予算		
出席委員	源 正樹 沖野 健三	酒井宇之吉 岡山 清秋	田中 徳博 山本 昭義 中村 敬治
説明員	生活福祉部長 横山博文		市民課長 徳川由紀夫
	高齢福祉課長 兵頭正枝		健康づくり推進課長 吉川多賀子
	社会福祉課長 三好栄二		野村支所生活福祉課長 大野和美
	城川支所生活福祉課長 吉見健二		高齢福祉課長補佐 小玉浩幸
	市民課長補佐 宇都宮正記		市民課長補佐 三好忠利
	人権対策室長 富永一彦		明浜支所生活福祉課長補佐 上中保博
傍聴者	なし		
源委員長 源委員長 横山生活福祉部長	再開を告げる。午後1時00分 部長に挨拶を促す。 挨拶を行う。		
源委員長 徳川市民課長 源委員長 源委員長 源委員長 源委員長	【市民課所管分】 議案第21号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」 を議題とし課長の説明を求める。 議案書により説明を行う。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。		
源委員長 徳川市民課長 源委員長 中村委員	議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」の内、市民課所管分 を議題とし課長の説明を求める。 予算書により説明を行う。 質疑を諮る。 来年の1月から国民のマイナンバー制が始まると思いますが、これは		

徳川市民課長	市民課の所管ですか。
中村委員	全てが市民課の管轄ではございませんが、通知カードは地方公共団体情報システム機構が受託し通知しますが、それに係る仕事は市民課の管轄になります。
徳川市民課長	そのことに関連して2点質問したいのですが、今年度の事業は住基カード発行事業8万3,000円程あがっておりますが、何か予算措置がされているのかどうか、そしてマイナンバー制が導入されますと西予市としてはどのように利活用計画があるのか、どういう点でメリットがあるのか、市の行政にとって。当然、国にとってもあるから進めているわけですが、その辺2点お答え願ったらと思います。
源委員長	通知関係については市民課では現在、予算計上しておりません。県の説明がまだされておられませんので、予算等が絡めば補正で予算組することになるかと思っております。どういったメリットがあるかですが、西予市全体でいえることですが、今後の話になりますが、マイナンバーを活用して社会保障なり、税なり、災害対策等の行政手続きで利用することになるかと思っておりますが、まだシステム改修がされておられませんので具体的なことにつきましては、そういう利点があるということで国はマイナンバーを推奨していると考えています。
横山生活福祉部長	申し上げます。平成27年度当初予算についての審議でございます。今回、住基カード発行事業ということで予算計上はされておりますが、マイナンバー制度につきましては国の制度設計が今行われておまして、県に下りてくるのを待たれている最中かと思っております。概略についてお考えを答弁いただければと思います。
酒井副委員長	私のほうから少し補足説明をさせていただきます。住基カードにつきましては現在の住民基本台帳カードでございますが、もう1点の利活用計画につきましては、企画調整課のほうで西予市におけるマイナンバーをどのように利活用していくかという庁内プロジェクトを結成し検討しているところです。
徳川市民課長 酒井副委員長	現在発行している住民基本台帳カードとマイナンバー制度のカードというのは、今後これを併用するのですか、利活用はどのようにかんがえているのですか。
徳川市民課長 酒井副委員長	カードが発行されれば恐らくこれはいらなくなります。新しいマイナンバー制度ができたなら不要という解釈でよろしいですか。
三好市民課長補佐	酒井委員がおっしゃる通りと考えています。戸籍、住民票、印鑑証明の発行を支所はできます。出張所ができる範囲は本庁と同じような証明書発行が何もかもできるのですか、どの範囲ですか。そして市の中で惣川とか俵津とか、どこまで戸籍や住民票、印鑑証明を発行できるかをお聞きします。
	公民館、城川でいいますと公民館、出張所になりますけども、戸籍や

酒井副委員長	住民票、印鑑登録すべて発行できます。野村支所の各出張所、明浜支所の俵津出張所は戸籍等の受領もしております。
徳川市民課長	なぜ聞くかと言いますと、この前の市長の答弁の中でもありました、公民館のかたちを地域おこしの中で教育委員会部局から市長部局へもって行って、戸籍だとかいろんな書類を発行できるシステム化の考えが少しありましたので、出張所が戸籍とかを発行するのは分かっているのですが、所得証明もしていますか。
源委員長	所得証明は税務課の管轄になります。
源委員長	質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。
源委員長	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
源委員長	挙手全員により、議案第 50 号の内、市民課所管分は当委員会においては原案可決の旨を告げる。
源委員長	暫時休憩を告げる（13：37～13：42）
源委員長	再開を告げる
源委員長	議案第 52 号「平成 27 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」 を議題とし課長の説明を求める。
徳川市民課長	予算書により説明を行う。
源委員長	質疑を諮る。
中村委員	26 頁に前年度末現在高見込額 610 万 9,000 円とありますが、これは何名の方の未償還になっている分ですか、それと貸付利率はどれくらいですか。
富永人権対策室長	滞納者は全体で 43 件ございます。今、貸し付けは野村町と宇和町の 2 町ですがそのなかで 43 件です。改修資金、住宅新築資金、住宅新築資金の中に土地購入代金と住宅の建築に係るものと両方ありまして、3 つあるわけですが、その中でダブっている方もございます。合計 43 件ということです。利率は確認し後でご報告いたします。
中村委員	まだ 43 件あるとなるとかなりの件数ですが、31 年度までの償還計画が立っていると思うのですが、見込みとして 31 年度までに終了できそうなのですか。
富永人権対策室長	31 年度に終了予定なのが市から金融機関等への償還予定です。貸し付け者からの市への償還も 31 年度になっているわけですが、今までこの 43 件の中に過去の滞納分がありますので、その辺りがどうなのかなというところがあります。
源委員長	質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。
源委員長	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
源委員長	挙手全員により、議案第 52 号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。
源委員長	暫時休憩を告げる（13：50～14：02）

源委員長 源委員長	再開を告げる。 議案第 54 号「平成 27 年度西予市国民健康保険特別会計予算」 を議題とし課長の説明を求める。
徳川市民課長 源委員長 中村委員	予算書により説明を行う。 質疑を諮る。 5 頁 19 番で基金積立で 1 億円繰り入れて、先ほど説明があったようになかなか財政事情が悪いから、6 頁の 32 番で 100 万円くらいしか積み立てができていないというような話なのですが、毎議会ごとに基金がほとんど無いので運営が非常に大変だというのが分かる中で、新聞やテレビ等で運営母体を大きくして経営を安定化しようという中で、国保財政の広域化というところで県が事業主体になってということがたびたび報道されておりますが、毎回それについての説明をいただいておりますが、あれからまた 3 か月ほど経ちましたので、国の動きというか愛媛県の対応というところで、現状に市の考えをお尋ねしたいと思います。どういう進捗状況なのでしょうか。
徳川市民課長	前回の説明では国保の広域化は 29 年と申し上げましたが、平成 30 年から 1 年延びております。こちらで把握している状況を簡単にご説明いたします。国費の広域化ということで持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険の一部を改正する法律案ということで、平成 27 年度予算関連法案ということで 3 月 3 日に閣議決定され、今回通常国会に提出する予定だということを聞いております。国保の広域化ということでポイントとして、「都道府県は市町村とともに国保実施と規定、都道府県の区域内に住所を有する者は、都道府県が市町村とともに国保の被保険者とする。都道府県と市町村は、それぞれ特別会計を設置する。国保事業の運営の重要事項を審議するため、都道府県及び市町村にそれぞれ運営協議会を置く。」都道府県の役割としましては、「安定的な財政運営、市町村に国民健康保険事業の効率的な実施の確保等、国民健康保険事業の健全について中心的な役割を果たす。圏域の国保医療費等を推計し、それを賄うために市町村ごとに医療費水準や所得水準等を考慮した分賦金、国民健康保険事業費納付金を課す。国保運営方針の策定。市町村ごとに本来必要な標準保険料率の提示。市町村の役割と重複しない範囲で、保険給付の点検や事後調整等を実施。」という役割を明記したことを今回、通常国会に提出する予定だということを情報としては聞いています。
中村委員	非常に曖昧模糊として分かりにくいのですが、要するに見通しがなかなか難しいのかなと思っております。5 頁の 13 番ですね、前期高齢者交付金ということで 65 歳から 74 歳の前期高齢者については医療負担の不均衡が生じていることから創生する交付金ということで、15 億 9,000 万円、25%とウェイトとしては大きい金が入っているわけですが、実際どういう調整をされて 65 歳から標準的な人が入られたときに、

徳川市民課長	<p>本来の負担に対してどれだけ調整されて安くなっているのかなど、激変緩和策だろうと思いますが、その辺どのくらい調整されて安くなるのか、そういうことについては私達、市のほうから説明を受けたこともないし、市の広報にそういうことが書かれているのかもしれませんが、見た記憶が無いのですけれども、そういう入りやすいということにするのであれば何かPRが必要かなという気がするのですが、実際調整されて、本来の保険がどれくらい減額になるのかなと思うわけです。わかる範囲で説明願ったらと思います。</p> <p>後でご回答したいのですが。細かいことなので数字を出すようにします。</p>
源委員長	<p>今の中村委員のお尋ねは、交付金いろいろありますがこのなかでも特に、前期高齢者交付金に絞っての話だったかと思いますので、15億円が仮に無いと試算していただいて保険金がどの程度上がるかという話をお答えいただくのでかまいませんか。</p>
中村委員	<p>64歳まで勤めていて、65歳から仮に国民健康保険に入ったとして、こういう補助金が無ければ結局通常通り徴収されるわけです。その激変緩和策として15億9,000万円というお金が来ていると思うのです。例えば、65歳になって会社努めをしていてそういうところにはいった時に通常であればこれくらいとられるけれども、緩和策としてこれくらいの形になっていますよ、ですから皆さん国民健康保険に積極的に入ってくださいよというようなPRも見ただけでもないし、どのくらい激変緩和策としてこのお金が使われているのかなということなんですよ。</p>
源委員長	<p>恐らく今のは国保法で決められている財政調整交付金の話だと思いますので、そのあたりご試算いただいておりますので、そのあたりご試算いただいておりますので、そのあたりご試算いただいておりますので、そのあたりご試算いただいております。</p>
田中委員	<p>出産一時金についてですが、該当する人っていうのは里帰り出産も該当するのですか。支給する条件というのは何かありますか。</p>
徳川市民課長	<p>西予市の国民健康保険の加入者です。</p>
田中委員	<p>出産時、国保に入っていておればオッケーということですか。</p>
徳川市民課長	<p>西予市の国民健康保険に加入している方が対象となります。</p>
酒井副委員長	<p>周木診療所はいつごろ起工して、いつごろ開院するということを説明いただければと思います。</p>
徳川市民課長	<p>開院は28年4月からを予定しております。ほかのスケジュールは分かっています。</p>
源委員長	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。</p>
源委員長	<p>採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。</p>
源委員長	<p>挙手全員により、議案第54号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
源委員長	<p>暫時休憩を告げる（14：57～15：11）</p>

<p>源委員長 源委員長</p> <p>徳川市民課長 源委員長 源委員長 源委員長 源委員長</p> <p>源委員長</p>	<p>再開を告げる。</p> <p>議案第 55 号「平成 27 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」を議題とし課長の説明を求める。</p> <p>予算書により説明を行う。</p> <p>質疑を諮る。</p> <p>質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。</p> <p>採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。</p> <p>挙手全員により、議案第 55 号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p> <p>暫時休憩を告げる（15：22～）</p>
--	---

平成27年第1回定例会 厚生常任委員会記録

開催日時	開会：平成27年3月11日 午前9時00分 散会：平成27年3月11日 午後0時19分	招集場所	第2委員会室
付託事件	<p>議案第1号 西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について</p> <p>議案第2号 西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について</p> <p>議案第19号 西予市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について</p> <p>議案第20号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第22号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第23号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第24号 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第50号 平成27年度西予市一般会計予算</p> <p>議案第51号 平成27年度西予市授産場特別会計予算</p> <p>議案第56号 平成27年度西予市介護保険特別会計予算</p>		
出席委員	源 正樹 沖野 健三	酒井宇之吉 岡山 清秋	田中 徳博 山本 昭義 中村 敬治
説明員	生活福祉部長 横山博文 社会福祉課長 三好栄二 野村支所生活福祉課長 大野和美 三瓶支所生活福祉課長 井上又文 社会福祉課長補佐 一井健二	高齡福祉課長 兵頭正枝 明浜支所生活福祉課長 伊井 望 城川支所生活福祉課長 吉見健二 高齡福祉課長補佐 小玉浩幸 社会福祉課長補佐 河野祐子	
傍聴者	なし		
源委員長 源委員長 兵頭高齡福祉課長 源委員長 酒井副委員長	<p>再開を告げる。 午後9時00分</p> <p>【高齡福祉課所管分】</p> <p>議案第1号「西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について」及び、議案第2号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について」の2件を一括議題とし課長の説明を求める。</p> <p>議案書により説明を行う。</p> <p>2件を一括して質疑を諮る。</p> <p>現在、ケアマネージャーの各地区の配置は何人くらいですか。</p>		

兵頭高齢福祉課長	地域包括支援センターの要支援1、2の方に対するケアマネージャーは本所が野村にあり、宇和に宇和支所がございます。2カ所ですが、現在7名のケアマネージャーにやっていただいております。
酒井副委員長	要支援だけではなく介護のほうは何名くらいおられますか。
兵頭高齢福祉課長	市内のプランを作成していただく事業所を含めまして60数名在職していただいております。
酒井副委員長	包括支援センターに所属しているケアマネージャーの異動とかが、地区の情勢が分かっているケアマネージャーを配置できるような人員配置を私のほうからお願いをいたしておきます。
横山生活福祉部長	酒井副委員長からの提案につきましては、社会福祉協議会のほうにお伝えしておきます。
中村委員	各家庭で年配の方がおられて、支援をしてほしいなあと考えて包括支援センターへ認定申請の手続きをしたら、実際の決定までには何日くらい日時を要しておりますか。
兵頭高齢福祉課長	介護保険法等にも申請がありまして1ヶ月の間に調査員が調査に入り、審査を受けて決定をしなければならないというふうに決まっております。
中村委員	申請して、なかなか認定の通知がいただけないという話を聞いているのですが、それぞれ認識にずれがあると思うんですよね。1ヶ月という話をそういう人に説明していただいたうえで十分理解をしていただかないと。申請したけどいつまでたっても回答が無いという話を聞くものですから。たくさん聞くわけではなく、先般もそういう話があったものですから。その辺、きちんと十分説明したうえで納得していただかないとそういう不信感が出てくるのかなと。実態として1ヶ月以内と言われておりますが、西予市の場合どの程度本当にかかっているのかなという気がしたわけです。1ヶ月以内だからといって先延ばしするのではなく、通常の場合ほどのくらいの日数で判定されているのかなというところがお聞きしたいのですが。
兵頭高齢福祉課長	まず介護の申請書が出まして、ご本人の申請書の中にどなたを主治医にされているかを書いてありますので、主治医に意見書をお願いしましてそれができます。その間に調査員が家庭訪問させていただいて聞き取り調査をさせていただきます。そして第1次審査と言いまして一応、医師の意見書と調査書に基づきましてコンピューターのほうで判定が出ます。それらの資料を基に1週間に一度審査会を設けていますが、5名の専門職の皆さんに調査書等を見ていただいて判定が下りることになるわけですが、中にはどうしても医師の意見書を催促するようなケースもございまして、また患者さんにも言っていただくようなこともあったりして少し遅れたようなことも聞いてはいますが、概ね1ヶ月以内には判定を出させていただいております。
中村委員	わかりました。不信感がでないように流れを説明したうえで1ヶ月く

源委員長	<p>らいはかかるということを十分認識していただければ、私のところに苦情が入ることはないのかなあという気がしております。</p>
源委員長	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。</p>
源委員長	<p>1件ずつ採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。</p>
源委員長	<p>挙手全員により、議案第1号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
源委員長	<p>挙手全員により、議案第2号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
源委員長	<p>議案第22号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし課長の説明を求める。</p>
兵頭高齢福祉課長	<p>議案書により説明を行う。</p>
源委員長	<p>質疑を諮る。</p>
源委員長	<p>質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。</p>
源委員長	<p>採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。</p>
源委員長	<p>挙手全員により、議案第22号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
源委員長	<p>議案第23号「議案第23号西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」及び、議案第24号「西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括</p>
源委員長	<p>議題とし課長の説明を求める。</p>
兵頭高齢福祉課長	<p>議案書により説明を行う。</p>
源委員長	<p>2件を一括して質疑を諮る。</p>
酒井副委員長	<p>今回の第6次の改正の特徴的なところは認知症対策が非常に具体的な</p>
源委員長	<p>なかたちで網羅されるということですが、条例とかを聞くだけでは具体的な策が市民に分かるようなかたちにならない。この点について市民には、認知症対策に対して西予市は条例をこういうふうにして、具体的にはこういうかたちで執り行いますよと、以前視察に行った時も認知症対策で厚生常任委員の中からも意見が出ております。先進地は</p>
源委員長	<p>こういうふうをしているよとか。市の中では具体的に市民に分かって、こういうことをするというのが分かっておりましたらご説明願ったらと思います。例えば、高山地区で前回やったものをこれからも各地区何カ所かでやるよとか、そういうことがありましたら具体的な例を説明していただいたらと思います。</p>
源委員長	<p>後ほどお時間をいただきまして、西予市としての認知症対策に対する今後の取組みを皆様にもお示ししたらと思っていたわけですが、ま</p>
兵頭高齢福祉課長	
源委員長	
源委員長	
源委員長	
源委員長	
兵頭高齢福祉課長	

	<p>ず、認知症ケアパスと申しまして、認知症の場合、早期発見、早期治療が大切になります。認知症のご本人やその家族が必要とされます、いづれどこでどのように介護のサービスが受けられるのか、そういった小冊子、認知症安心ノートと題したものを近く発行するようにしています。もう1点ですが、先日も認知症がもとで徘徊をされて行方不明になられた方もございまして、徘徊によって行方不明になった高齢者の方を早期に発見するために徘徊高齢者等のSOS登録事業と申しまして、徘徊の恐れのある高齢者の方を事前に登録していただき、徘徊が発生した時には関係機関等で速やかに詳しい情報を共有し、有事ではなく平常時におきましても関係機関との関係をもって、また、徘徊が終わったからそれで終わりではなく、徘徊後もどうやってかかわりをもって行くかという支援についても関わっていきたくと考えています。それからもう1点、高齢者安心ネットワークと申しまして、高齢者と日常的に接点を持たれる商店等のご協力を得まして、日常業務の中で一人暮らしの高齢者であったり、認知をお持ちの方に何か気づかれるようなことがあった場合、見守っていただいて、声をかけていただいて、というふうな取り組みを行って行ったらと思っています。さっそく商工会等へ説明させていただいて協力事業者の登録を進めて行ったらと思っています。</p>
横山生活福祉部長	暫時休憩を求める。
源委員長	暫時休憩を告げる（9：27～9：42）
源委員長	再開を告げる。
源委員長	質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。
源委員長	1件ずつ採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
源委員長	挙手全員により、議案第23号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。
源委員長	挙手全員により、議案第24号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。
源委員長	<p>議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」のうち、高齢福祉課所管分を議題とし課長の説明を求める。</p>
兵頭高齢福祉課長	予算書により説明を行う。
源委員長	質疑を諮る。
山本委員	惣川高齢者福祉センターの分で1,000万円を市から出して、600万円余りが空調関係の修理代ですよね。国からはあの施設に対していくらか入っているのですか。
兵頭高齢福祉課長	現在は国からの助成はございません。
山本委員	設立当時は国から一括で市へお金が入って、市からまたあそこへ行ってという運営でしたが、今は一施設いくらかではなくて国から全体でいくらか入ってくるのですか。

兵頭高齢福祉課長	<p>直接の補助はありません。設立当初は国から、県からというような助成もあったわけなんですけど、現在、交付税の対象ではありますが直接はありません。今まで補助額に相当するものを市から委託料にしていたということでやっていただいておりますが、来年度からは非常に運営が大変であるということで増額をお願いするものでございます。</p>
岡山委員	<p>各支所の課長さんがおられますが、生活福祉バスの路線変更等々、予算もあるわけですが、路線変更については各支所においてどの程度の要望等が今出ておられるのか、その結果、どのように各支所が対応されて最終的には要望が叶えられておるのか、叶えられない路線がどのくらいあるのか、その辺の把握はされていますか。</p>
兵頭高齢福祉課長	<p>生活福祉バスは野村、城川、宇和にそれぞれ路線がございます。各支所の課長から回答させていただいたと思います。</p>
大野野村生活福祉課長	<p>野村につきましては、今のところ要望等はでておりません。今年度につきましては少しバスの路線を変えてほしいということで、中通川のほうにつきましては、集落がちょっと上のほうにありましたので少し路線を変えてもらって、集落に4、5人高齢者の方がおられましたので、そこを通過していただくようなかたちで少し距離が延びましたけど、時間的には問題が無かったので路線変更をしております。</p>
吉見城川生活福祉課長	<p>城川支所でございます。過去に区長さんを通じてのご要望は1件ございましたが、利用頻度が低いのとあとの運行時間に影響するので、お断りの文書を出した経緯がございます。それ以降、個人の方からはご要望をいただいておりますが、ご本人に説明して了解していただいているとは思っています。</p>
兵頭高齢福祉課長	<p>宇和につきましては仁土線が1便ございます。1週間に1便となっております。5世帯くらいの方が利用されておりますが、特に要望につきましては出ておりません。</p>
岡山委員	<p>今それぞれ聞かせていただいて、意外ともっとあるのかと思えば、無いということで安心はしているのですが、あるという所についてはこのバスの一番大切なところは、一人でも、少ないところでもとにかく要望通りにしてあげるといのが一番良いのではないかと思います。ですが、予算的、時間的なこともあろうかと思いますが、できるだけ要望には応えていただくように。そしてもう1点、今このバスと違うデマンドバスというのが各町あると思いますが、もう少しよく調べていただいて、確かにデマンドバスが良かったのか、それが必要であったのか、必要ないところに入っていないかを調べていただいて、折角やってもらうわけですから、やはり利用者さんが納得するようにしていただいたら。というのは、今までデマンドバスはなかったから他のルートを使って病院等々も行っていました。城川の場合、例えを出しますけども、デマンドバスができたから安心ですよ、各家庭まで電話1本で来てくれますよというPRがされてやったのですが、今実際にデ</p>

<p>横山生活福祉部長</p>	<p>マンドバスが入りだした、その結果どうだろうかということになると利用者さんはデマンドバスは宇和島バスが来るところまでしか行かない。城川の場合は城川支所までしか行かない。それから向こうはまた、普通のバスを使ってくれということで二十手間になっている。そこらあたりを利用者さんは理解されていない方もおられました。当初はデマンドバスで最終目的地までは運んでくれるという理解をされており、我々も説明が足りなかったところはあると思いますが、行政のほうも説明が足りなかったところがあるかもしれません。デマンドバスが折角入ってやり始めた、今は宇和もあると思いますが、その辺の内容をよく精査していただいて、本当に利用者さんが満足のいくようにデマンドバスが使えるようなかたちにしていただきたいと思います。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>デマンドバスにつきましては所管課は企画調整課になっておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。先ほどの中村委員、岡山委員からの市民に対する行政からの説明というものは、やはり不足しているのかなと思います。今後気を付けてまた説明不足にならないように努めたいと思いますし、岡山委員からのご質問につきましてはまたその旨お伝えしておきたいと思います。</p>
<p>横山生活福祉部長</p>	<p>老人が出たり、高齢者が出たり、シニアが出たりしているのですが、その枠というのはシニアというのは何歳からですか。例えば歳入の中に二次予防事業などでシニア健康教室なんかがありますね。これは何歳ですか。そして高齢者は何歳なんですか。施設利用の許容が65歳からの施設利用の許容の所もあれば、60歳からの施設利用の許容の所もある。老人とか高齢者というのは、その所々によって年齢が違いますよね。バス路線については70歳でしょ、バスの補助は。高齢者というのは65歳からでしょ。明浜の施設は60歳から使えるんですよ、老人保健施設でありながら。そういうのは整理されておりますか。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。私どももそこまで深く考えたことがございませんでした。私も今回、当初予算の勉強会の時に老人福祉費という言葉が目になっています。事業概要は高齢者とかいろいろ使っているんで、違和感を感じたことはあるのですが、今後検討させていただいたらと思います。ありがとうございます。</p>
<p>兵頭高齢福祉課長</p>	<p>1点だけ聞きますけども、料金を徴収する部分があるのですが、高齢者水泳教室だとかシニア健康教室だとか収入に上がってきております。シニアというのは実際、8人とか5人とかとってあるのですが、シニアというのはいくつからなのですか。高齢者水中運動教室についても何歳からお金をとっているのですか。</p> <p>介護予防事業の関係になるかと思います。一次予防、二次予防ございまして、名前につきましては事業ごとにいろいろ、いきいきとかハツラツとか使っているわけなんですけど、通常、介護保険法に基づき行っ</p>

<p>沖野委員</p>	<p>ております事業ですので、こちらの対象者につきましては65歳からと考えております。</p> <p>いま酒井議員が言われた老人クラブですが、実は私も老人クラブの会員なのですが、会員数が非常に少ないんですよ。増やそうにも皆さん努力して勧誘はするんですが入る人が少ない。ひとつは老人という言葉が嫌じゃという人がおるんです。例えばバスとか列車でもシルバーシートというのがあるでしょ。だからシルバークラブにするとかね、そういう名前の変更もしていただいたら加入が増えるのではないかとということ、活動費は一人いくらぐらいですかね、老人クラブ、年間、1,300円の155クラブとなっているでしょ。この補助金を、わたし老人クラブの会員代表としてもう少しあげてくれないかというお願いと2点お願いします。</p>
<p>横山生活福祉部長</p>	<p>この2点につきましては9月の決算審査の時にも同じようなご質問が出たかなと思っております。まず老人クラブ会員数の増につきましては、県の老人クラブ連合会の目標にも掲げているようでございます。先般、市老連の三好会長が1クラブ1人でも増やしていったら150人増える。大きくは増やさなくてもいいから1人ずつでも増やしていかなければいけないのではなかろうかということで、先般の市の老人クラブの研修会の際にそういうご挨拶をされました。市といたしましても何とか会員数が減らないようにということで一緒に活動していかなければならないのかなと思っております。また、補助金につきましてはいろいろな団体がございまして、今後厳しい財政状況の中で、この補助金の扱いをどうしていくかということが求められております。我々担当課としてはなるべく減額されないようには努めていきたいと思っております。</p>
<p>沖野委員</p>	<p>横山部長は非常に物わかりのいい人だと思っていたんですけど、今回の予算を見たら増額になってないんで、非常に残念で見方を変えなければいけないかなと思っているのですが、次回は必ず老人にも救いの手を差し伸べていただきたいと思うんですけどね。みんな年金暮らしをしているもので、いろんな会合をするときも自腹、もちろん自分で出しているんですよ、出してはいきいきサロンとか活動しているんですけどもね。そういうのにお金を出すというのも、まあ交流の場ですからね、市としても少し考えていただきたいなと、まあ倍にとは言いませんので少しでも上げていただいたら私の役目が済んだかなというふうに思います。</p>
<p>源委員長 源委員長 横山生活福祉部長</p>	<p>暫時休憩を告げる。(10:14~10:23)</p> <p>再開を告げる</p> <p>市としましても元気な高齢者の方に対してはものすごく期待を寄せているところでございます。老人クラブそのものも元気な高齢者で活動していかなければいけないという目標も掲げておりますし、健康寿</p>

	<p>命を延ばすような取り組みを進めていかなければならないと考えております。そういう中で老人クラブの会員数を増やしていく、また、補助金を増やしてはどうかということがございますが老人クラブ数の増につきましては市としても老人クラブと一緒に活動を進めてまいりたいと思いますし、補助金につきましては市全体の中にあるいろいろな団体があります。その中でどのようなかたちでもって行くかを検討させていただきながら、高齢福祉については大事なことだよということと考えさせていただきながら、担当課としては進めていきたいと思いますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。</p>
源委員長	質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。
源委員長	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
源委員長	挙手全員により、議案第 50 号のうち、高齢福祉課所管分については当委員会においては原案可決の旨を告げる。
源委員長	暫時休憩を告げる。(10:25~10:31)
源委員長	再開を告げる。
源委員長	議案第 56 号「平成 27 年度西予市介護保険特別会計予算」 を議題とし課長の説明を求める。
兵頭高齢福祉課長	予算書により説明を行う。
源委員長	質疑を諮る。
中村委員	213 頁の介護サービス給付費の説明の中で、西予市民に 6 期の周知を図るということで各戸へ配布する事業だと言われたのですが、これはだいたい今後のスケジュールとしてはどうなっていますか。そして、印刷などの入札を指名願ひが出ている業者にされると思うのですが、西予市の業者を利用するというようなことも考えておられるのかどうか、技術力の問題もあろうかと思いますが、市外に想定されているのか、その辺お考えがあればお伺ひしたいと思います。
兵頭高齢福祉課長	趣旨普及というものが大事になってまいります。制度全般の冊子につきましては 4、5 月に全戸配布予定としています。また、介護保険制度の 65 歳に到達された方へのパンフレット、加入時の制度理解や保険料の徴収方法等についての普及についても大切なものがございますので、この件につきましては三ヶ年分を作成する予定にしています。業者さんにつきましては 4、5 月になりますのでそこまではまだ運んでおりませんが、地元の業者さんを大切にしていかなければならないと思っております。
中村委員	219 頁、220 頁に任意事業がありますが、任意事業というと曖昧模糊として分かりにくいのですが、どういう性格の事業を任意事業として取り組んでおられるのか、その中で金額の大きい食の自立支援事業委託料とか扶助費というのが 800 万円程あがっておりますよね。こういうものはどういう事業概要なのか、簡単に説明していただけたらと思

兵頭高齢福祉課長	<p>うのですが。</p> <p>任意事業は介護保険の事業の中で要介護1、2の介護度が重い方への介護給付費になります。それと介護予防給付と申しまして、要支援1、2比較的軽度の方の給付費がございまして、そしてもう一つ大きな地域支援事業というものがございまして、その中に介護予防事業の一次予防とか二次予防という事業と地域包括支援センターの運営に要します事業、そしてもう一つが任意事業ということで大きな3つの事業がございまして。今後、介護保険法の改正によりまして変わってはいくわけなのですが、27年度におきましてこの任意事業といえますのは、市がいくつかある事業の中で、これというふうに取り組んでいく事業がございまして。地域の特性等を考えまして選べる事業といえますか、代表的なものにケアプランが適正に立てられているかをケアマネの経験のある方にチェックしていただくような介護給付の適正化事業も行ってございます。それから扶助費に846万円計上させていただいておりますが、在宅で寝たきりの高齢者等に対しまして介護手当の支給事業がございまして。介護度や世帯が非課税である等の制限は設けてございまして。介護者、家族を支援する意味での介護手当の支給事業、認知症サポーターの養成事業もこちらでやっております。それから、こちらにつきましても制限はございまして。介護用品の現物を支給している事業もございまして。それから13節でございまして委託料にありますが、食の自立支援事業と申しまして、独居の高齢者等で非常に栄養面で心配があると言いますか、そういう方に対しまして見守りを兼ねて、自己負担もお弁当代等は頂きながら配食サービスと言いますか、食事を支給する事業が主な事業でございまして。</p>
兵頭高齢福祉課長	<p>市の判断で行っております任意事業になりまして、目的といたしましては要介護状態になることを予防し、元気な高齢者を増加させて要介護状態になっても可能な限り地域において暮らし続けていただくがために、それを目的としていろんな事業を行っております。</p>
酒井副委員長	<p>利用者の2割負担は収入でやっていたか、所得でやっていたか。</p>
兵頭高齢福祉課長	<p>1割から2割負担への変更でございまして、一定以上の所得者ということで合計所得金額によります。</p>
酒井副委員長	<p>一定所得というのは申告所得ですから、いくらぐらいが基準になっていきますか。</p>
兵頭高齢福祉課長	<p>本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第一号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上ある人ということになっておりますが、また詳しく周知させていただきます。</p>
酒井副委員長	<p>217ページですが、最近非常にテレビでやっております、口腔をやることによって非常に認知症が進まなくなったりとか結果が出ているよう</p>

兵頭高齢福祉課長	<p>な報道があるのですが、これの委託料4万4,000円をどう考えておられるかお伺いします。</p> <p>口腔機能の向上は非常に大切なものであると思います。こちらは二次予防事業と申しまして、元気な高齢者の方ではなくて予めチェックリストと申しまして、現在郵送で行っていますが、その回答によりまして口腔機能でも飲み込みが悪いといった支援の必要な、このままでは介護度が進み介護保険を利用しなければならないような方に対する事業になりますので、ある程度そのチェックリストで治療の必要な方が対象になり、こういった件数になっています。</p>
横山生活福祉部長	<p>口腔機能向上教室委託料ですが、75歳から84歳を対象とした約2,000名の高齢者の方に基本チェックリストというのを25項目程度やっていくんですが、その中で口腔のほうに問題がないかという質問をしているのですが、そこに問題がある方を対象としまして口腔機能後方教室をしていきます。対象としては12名の2コースを予定しております。副委員長がおっしゃるように今たいへん口腔内が重要視されておりますので、これらを普及させていかなければならないのかとされているところです。</p>
酒井副委員長	<p>結果が伴うものについては積極的な活動をしていただきたい。予算についてももっと増額するとか、そういう対応をいただきたいと思います。もう1点、横山部長にお尋ねします。前に国保の時にもお聞きしたのですが、健康寿命の概念が非常にバラバラであるような気がしております。平均寿命と健康寿命の差が10才とか14才とかある地域があります。ですから健康寿命そのものの概念についてどのように考えておられるか、今後、全国的なかたちを一つのものにしていくとか、そういうことをやられていくのか、どこら辺までが健康寿命なのか、その辺り既成概念についてお尋ねします。</p>
横山生活福祉部長	<p>健康寿命の定義については省かせていただきたいと思います。西予市における健康寿命年齢につきましては、国保のデータベースに基づいた健康寿命年齢を認識しているところですが、このデータベースにつきましては国保加入者のみでございまして、市によって条件がかなり違っており、国保加入者がどれだけいるか、或いは高齢者が多いのかどうか、産業がどうなっているのかということでもいろいろと下地が違ってまいりますので、そんな中ではございますが西予市における健康寿命につきましては、愛媛県内で男性では最下位ということになっています。女性においてもかなり下位にございまして、私どもこれを目にしたときに大変驚いたわけでございます。ただ、これが適正なのかどうかは今、県のほうにもどれが本当なのかという数字を教えてくださいということをお願いしているところで、ただ私どもはこの健康寿命につきましては、国保につきましても介護保険につきましても、健康であって大きな病気をしないようにしていくためにということ</p>

	<p>で、そういうことをすることで西予市の医療費を適正に使うということで、かなり大事な部分かなと思っております。要介護になってからの支援も大切であります、要介護にならないための取組みということも今後進めていかなければならないのかなと思っております。その1つには特定健診などの検診を受けられて、自分の体をチェックして認識していただいて、じゃあどこが悪いのか、どこが良いのかということでその中で今後、健康のためにどういうことを気を付けていきましょうということをやっていかなければなかなか進んでいかないのかなと思っております。これも先ほどの福祉のところと一緒になのですが、地域に健康な方がたくさんおられるよということが、健康も地域づくりの中の一つと思っておりますので、私どもとしては地域の力を借りながらこれを進めていかなければならないと思っております。午後からの健康づくり推進課の中でも審査していただきますが、次期健康づくり計画を策定するようにしております。その中でも大きな課題として取り上げていかなければならないとも考えております。</p>
酒井副委員長	<p>後ほど健康づくり推進課の中でまたお聞きしますけども、健康とは何ぞやと、膝が悪い、目が悪い、乱視、近視そして片目が見えない、そのあたりの概念が分からない、線引きが。その辺りがどうなっているのか。膝が悪い、立ったり座ったりできない。これが健康のどの度合いでどうなのか、そういうことについて健康づくりの中でまた聞かせていただきますので準備していただきたいと思います。</p>
源委員長	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。</p>
源委員長	<p>採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。</p>
源委員長	<p>挙手全員により、議案第56号については当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
源委員長	<p>暫時休憩を告げる。(11:06~11:15)</p>
源委員長	<p>再開を告げる。</p>
源委員長	<p>【社会福祉課所管分】</p>
源委員長	<p>議案第19号「西予市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について」及び、議案第20号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」を一括議題とし課長の説明を求める。</p>
三好社会福祉課長	<p>議案書により説明を行う。</p>
中村委員	<p>この条例制定とは直接関係ないかもしれませんが、以前、市のほうで保育所の民営化に関する方針が出ておったと思うのですが、その進捗状況とそれに対する現状での問題点というのがあれば教えていただけますか。</p>
横山生活福祉部長	<p>暫時休憩を申し出る。</p>
源委員長	<p>暫時休憩を告げる。(11:18~11:25)</p>
源委員長	<p>再開を告げる。</p>

横山生活福祉部長	平成 19 年当時に保育所の民営化については一度、議論させていただいたところでございますが、現在におきましては公立保育所の在り方について協議をし、定めているところでございます。今後、民営化というよりは公立保育所につきまして、各旧町でございますが 1 園以上残していく方針として統廃合を検討しているところでございます。
源委員長	質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。
源委員長	1 件ずつ採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
源委員長	挙手全員により、議案第 19 号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。
源委員長	挙手全員により、議案第 20 号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。
源委員長	議案第 50 号「平成 27 年度西予市一般会計予算」のうち社会福祉課所管分 を議題とし課長の説明を求める。
三好社会福祉課長	予算書により説明を行う。
源委員長	質疑を諮る。
中村委員	<p>今年には戦後 70 年ということで一つの節目と言いますか、記念すべき年に当たるわけですが、これに関連して予算書の 90 頁に遺族会活動支援事業というのがあります。2 年に 1 回ずつ戦没者追悼式が市の文化会館で昨年も行われたわけですが、私、平成 24 年に一般質問させてもらいまして、西予市として平和教育とか市民に対する平和学習とか、そういうことについては市としてどういうことをやっていますかというかたちで質問しまして、教育長さんや当時の河野総務企画部長さんから、かくかく云々というような話がありまして、その中で質問しましたのは、市役所 1 階のロビーなどもスペースがありますから、ああいう所でロビー展とかパネルを展示するとか、市民から戦争に関する品物を借りて展示するとか、そういうことをやる或いは戦争体験者の話を聞きとって残すとか、或いは体験者を語りべとして学校などで語っていただくような何かそういうような授業を取組まれたらどうかということで再質問しましたら、積極的に取り組んでいきたいような話ではあったんですが、その後何も私の知る限りではなされたような気配はないわけですが、戦後 70 年ですから節目の年ありますので、ここは爆撃は受けてないのですが、野村のほうでは軍用機も墜落しておりますし、僅かではありますけれども戦争体験者もまだ健在の方もおられます。そういう方が元気なうちに何とかそういう記録を残すとか、語りべとして学校で語っていただくとか、何か市として、予備費もあるように聞いておりますので、何とかそういう事業を市として展開していただきたいなあと思っているところなんです。その辺お考えがあればお尋ねしたいと思います。</p>
三好社会福祉課長	市の戦没者追悼式は 2 年に 1 回ということで、昨年実施したので今年

横山生活福祉部長	<p>70周年になるのですけれども、普通であれば戦没者追悼式は無いのですが、70周年ということで社会福祉課としてはこのまま何もしないというのは節目がありますので、他の課と連携をとりまして、追悼式等もするかしないかはまだわかりませんが、やれるような状況になればいいなと考えております。その時にロビー展とかも一緒に企画していけば良いかなと今のところ考えています。</p>
一井社会福祉課長 補佐	<p>確かに平和教育は重要なことをごさいます、昨年の戦没者追悼式の折にも宇和文化会館で実施させてもらったわけですが、入り口を入れて右手の壁でパネル展もさせてもらったところをごさいます。また、いま課長が申しましたように、70周年の節目として戦没者追悼式の必要性を考えてみたのですが、遺族会とも協議した結果、その必要性はないだろうということで今年は例年どおり行わないということで、来年ということにしております。詳細につきましては一井補佐のほうからも説明させてもらったと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
中村委員	<p>先ほど部長が申しましたように、中村委員のご指摘を受けまして、総務課のほうで広島原爆に伴う戦争の悲惨さ、全体を伴うパネルを約40枚程度新たに購入いたしまして、まず第一弾として追悼式の折にロビー展で展示させていただきまして、皆様の学習機会の一端になればとということで活用させていただきまして、今後、総務のほうで教材を持っておりますので、ご指摘のような各地域のロビー展のほうに活用してまいりたいと思っております。70周年につきましては遺族会幹部の方のご意見も拝聴させていただいたのですが、現時点では特にご要望の旨の話はないという状況でございます。</p>
源委員長	<p>戦没者追悼式はそういう予算の関係で今年はないということですが、パネル展など1階のロビーを利用しての戦争の悲惨さを語り継ぐとか伝えていくためには、できるだけ毎年、終戦記念日の8月15日前後を松山市、今治市から資料を購入するなり借りてくるなりして、定例的にロビー展を開催していただけたらと思っております。また、戦争に従軍されて現在、健在な方の記録などの聴き取りを残すというような活動も、なんとか西予市の記録として残していけばいいなと思っております。</p>
酒井副委員長	<p>中村委員に申しあげますが、先ほど中村委員が発言された通り、一般質問された際の答弁が教育長と河野総務企画部長だったと記憶しておりますので、あくまで教育とか多岐にわたる問題だと思っておりますので、また関係部局と協議いただくようお願いいたしましてこの質疑を打ち切りたいと思っております。</p>
三好社会福祉課長	<p>全国の民生委員の大会が現在の松岡会長の下で、本年度末に愛媛県で開催されるのはご存知ですか。 まだ伺っておりません。</p>

酒井副委員長	その時にもまた旅費とか協力しなければいけないと思いますので、そのあたりについてはご配慮願います。
酒井副委員長	生活保護の扶助費ですが、法律が変わりまして厳しいかたちになって、生活扶助、それから9項目くらいあるのですが、扶助費の変更は西予市の中にはどういう動きがございましたか。一律全部の扶助を出すとかたちから、国の法律の中で生活補助を省くとかこれを省くとかいうことがなされました、昨年か一昨年。その動きは西予市の中にありましたか。
三好社会福祉課長	まだ西予市としてはございません。
源委員長	質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。
源委員長	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
源委員長	挙手全員により、議案第50号の内、社会福祉課所管分については当委員会においては原案可決の旨を告げる。
源委員長	議案第51号「平成27年度西予市授産場特別会計予算」 を議題とし課長の説明を求める。
三好社会福祉課長	予算書により説明を行う。
源委員長	質疑を諮る。
源委員長	質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。
源委員長	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
源委員長	挙手全員により、議案第51号については当委員会においては原案可決の旨を告げる。
源委員長	暫時休憩を告げる。(12:19~)

平成27年第1回定例会 厚生常任委員会記録

開催日時	開会：平成27年3月11日 午後1時38分 散会：平成27年3月11日 午後2時55分	招集場所	第2委員会室
付託事件	議案第50号 平成27年度西予市一般会計予算		
出席委員	源 正樹 沖野 健三	酒井宇之吉 岡山 清秋	田中 徳博 山本 昭義 中村 敬治
説明員	生活福祉部長 横山博文		健康づくり推進課長 吉川多賀子
	環境衛生課長 酒井信也		明浜支所生活福祉課長 伊井 望
	野村支所生活福祉課長 大野和美		城川支所生活福祉課長 吉見健二
	三瓶支所生活福祉課長 井上又文		野村クリーンセンター施設長 岩本二郎
	西部衛生センター施設長 鳥井邦彦		健康づくり推進課保健師長 森本美重
	環境衛生課長補佐 大塚義導		
傍聴者	なし		
源委員長	再開を告げる。 午後1時38分		
源委員長	【健康づくり推進課所管分】		
吉川健康づくり推進課長	議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」の内、健康づくり推進課所管分を議題とし課長の説明を求める。		
源委員長	予算書により説明を行う。		
田中委員	質疑を諮る。		
吉川健康づくり推進課長	例えば妊婦健診事業とかで里帰り出産される方がこういった事業の対象となっているかどうかお聞きしたいのですが。		
山本委員	里帰り妊婦も妊婦健診事業の対象になっています。		
吉川健康づくり推進課長	前回の厚生常任委員会の時にも言ったと思うのですが、健康づくり推進課は運動とかに力を入れてもらって、病院へ行く回数を減してほしいと言ったと思うのですがそこらはどうなっているか、ここに力を入れたおかげで病院へ行くのが少なくなったかどうか、分かる範囲でお願いします。		
吉川健康づくり推進課長	医療費削減についてでございますが、ご指摘いただいたように数的評価はたいへん重要であると思っております。現実的には細かい部分での医療費分析ができていないというところがございます。ただ、これまでずっと続けております高齢者の水中運動教室は、客観的ではありますが高齢者が事業に参加されることによって、例えば針に行く回数が減ってきた、医療機関を受診する間隔が広がり回数が少なくなってきた、みんなと会うことで非常にたくさん話をし、笑い、精神的にも安定してきたというような言葉は聞いております。本当に数的な評価が大事ということですが、先ほど説明申し上げた平成27年度の計画で		

<p>酒井委副委員長</p>	<p>高齢者対策よりもやはり健康寿命を延伸するための一つの策として40歳から64歳の若い世代の方にもう少し積極的に健康づくり、特に運動をしていただくというところの元気だ西予人水中運動教室を計画するようにしておりますので、こういった事業の中で参加者がどのように変わっていったか、医療費分析のことも含めてそういった後の評価ができるようなかたちで進めていきたいと思っております。</p> <p>健康寿命の定義を健康づくり推進課ではどのように考えておられますか。国保の中での健康寿命の数値は表れているようですが、健康そのものの定義が分からなくなっているんですよ、私。近眼や老眼は健康だという中に入りますけども、膝が痛い人が最近多くて、健康寿命はどのあたりを数値にしてやられるのが健康づくり推進課ではベターだと思っておりますか。</p>
<p>吉川健康づくり推進課長</p>	<p>まず無難なところでWHOの定義を読み上げたいと思います。健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいうというふうに世界保健機構の中では定義づけられております。健康づくり推進課としてということでしたが、私見ですが健康観というのは個人によって違うと思いますし、昔から言われております衣食住がありますが、プラス、経済的な面も当然からんでくると思います。そして、自分は健康だと思っていっても他の人から見ればそうでないこともあるし、周囲からいろんな影響を受けて、特に身体の部分よりは精神的な部分でいろんな影響を受ける場合があるので、本当に複雑な社会になってきて、私は全く健康ですという方は本当に少ないのではないかと考えています。そしてまた、人と人の繋がりと言いますか、そういったことも人間が生きていく上では非常に大事なことで、介護の必要が無く自分の寿命を全うするまで日常生活にも制限なく過ごしていけることが理想だとは思っていますので、できるだけ健康づくり推進課としてはそういった目標に向かって様々な事業を展開していきたいと思っております。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>そういう中で健康寿命を日本一にしようとか、健康寿命と平均寿命の年齢差を短縮していこうとする努力をしているわけですが、健康寿命というのをどういう定義でどのあたりまでを健康寿命というのか、その辺りが今回、私分らないんですが、健康寿命はどのような状態が健康寿命、どうなったら健康寿命になって、どこまでは健康状態であってその辺りが分かりにくくて行けないのですが、健康寿命はどのような概念でしょうか。どういう定義で、要素は。</p>
<p>吉川健康づくり推進課長</p>	<p>先ほど少しふれましたけど、介護等の必要が無く日常生活に制限がない期間を示したものというのが健康寿命と定義づけられております。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>具体的にお尋ねするのですが、膝が悪くて階段も上り下りできない人は健康寿命はもう過ぎてっていると、膝は痛いけども日常生活に多少の不</p>

吉川健康づくり推進課長	自由があると、膝が悪い人に対して線引きすればどのあたりまでが健康寿命で、私見で結構ですが。
中村委員	<p>膝が痛くても公共交通機関を利用して医療機関に行ったり、買い物に行けたり、友達に会いに行ったりそういった方については不具合はあるけれども制限が無いと考えます。</p> <p>特定健診いわゆる定期健康診断の受診率が若干増えてきているという話があったと思うのですが、西予市の受診率とか人数の推移はどうですか。定期健康診断がやはり自分の健康を知るもとなるわけですが、受診率が上がっているのか、人数がどういう経緯をたどっているのか、先ほどの話では血糖とか血圧が高い人が結局、万病の元になるかと思うのですが、次々と新しい人が増えてくると言われております。高い値が示された人に対して、引き続き行政としてはどういうフォローをとられておるのか、単に通知しただけなのか、訪問して或いは出向いてきてもらうのか、継続して改善を図っていただくような措置をとられているのかどうか、その辺を2点お尋ねしたいと思うのですが。</p>
吉川健康づくり推進課長	<p>基本的に特定健診は国保が被保険者でありますので、課では市民課が所管課であります。受診率ですが愛媛県の平均受診率は上回っておりますが、平成20年から特定健診が始まりました。この時の受診率が43.1%でございました。ですが、これをピークに年々低下しております。平成25年は36.1%ということになっております。県平均が25.1%でございます。特に特定健診の結果からは先ほど健康づくり計画のところで森本が説明しましたような高血圧や糖尿病の方が非常に増えてきているというようなことがありまして、市の事業の中でも高血圧・糖尿病対策、ハイリスク者を見落とすなということで、個別に重点的に、そういった方には関わりを26年度は持ちました。これは25年度から継続して実施しているものです。高血圧、糖尿病の未治療者に対して保健指導を行って重症化予防を図るということでございます。個別に関わることで結果は良くなっております。ただ、ハイリスク者だけをする 것도 大事ですけど、やはりポピュレーションアプローチと言いますか集団的にかかわる動きも併せてしていかなとなかなか今の健康課題を解決するには至らないかと思っておりますので、今、協会健保、職域とのデータ等との比較などもして少しつながりができておりますので、一緒に考えていくような活動をしていきたいと思っております。</p>
源委員長	質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。
源委員長	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
源委員長	挙手全員により、議案第50号の内、健康づくり推進課所管分は当委員会においては原案可決の旨を告げる。
源委員長	暫時休憩を告げる。(14:12~14:24)

源委員長	再開を告げる。
源委員長	【環境衛生課所管分】
源委員長	議案第 50 号「平成 27 年度西予市一般会計予算」の内、環境衛生課所管分 を議題とし課長の説明を求める。
酒井環境衛生課長	予算書により説明を行う。
源委員長	暫時休憩を告げる。(14:44~14:48)
源委員長	再開を告げる。
源委員長	質疑を諮る。
酒井副委員長	八幡浜へ抛出している金額、及び今度、大規模改修する予定になっている分、今後八幡浜へ持って行かなければならなかったのはダイオキシン問題が出て、24 時間稼働でないとダイオキシンが発生するという事で大規模改修のほうを選んだということになってはいますが、現在の一般ごみの処理能力、技術から言えば、ダイオキシンの問題なり、そしてこれだけの費用がかかって、八幡浜主導型の単価を決められてくるわけでございますけれども、これについて今後、今のままでずっといかれるような考え方があるのかどうかお尋ねしておきます。
酒井環境衛生課長	現時点では八幡浜市との話し合いもありますし、野村クリーンセンターもあと何年かで期限が切れてしまいますので、その分は全部、八幡浜のほうで処理していただくような流れになろうかと思っております。
横山生活福祉部長	少し私のほうからも補足説明をさせていただきます。まず、西予市にある野村クリーンセンターについてでございますが、以前からこの厚生常任委員会でお話が何度か出てきております。その都度、野村クリーンセンターの施設の耐用年数については、全国的に焼却場の耐用年数が概ね 21 年程度ということをお話しさせていただいていたかと思っております。今は野村クリーンセンターが 21 年という期限を迎えておりまして、今後これを使って行くには大規模な改修をしていかなければならないのかなと思っております。その大規模な改修といえますと億単位の金額になりますので、かなりの金額を要してくると思っております。これにつきましては後ほど岩本施設長のほうからお話を伺ってもいいのかなと思っておりますけれども。それと、野村クリーンセンターにつきましては野村地区、地元に対しても 30 年 3 月末をもっての契約ともしております。そういうことで、この期限をもってどうしていくかを方向的にはいま課長が申しましたように、八幡浜市のほうにお世話にならなくてはならないのかなと考えているところでございます。もう 1 点、八幡浜南環境センターのごみの処理費用、トン当たりの単価なんですけど、3 年ごとに見直されておりました、当初 3 万 1,000 円であったり、高い時で 4 万 3,000 円であったり、その都度その都度のごみの焼却施設の修繕を含めかかる経費、或いはそこに伴う八幡浜市職員の人件費を入れてのこの単価となっております。平成 14 年から 24 年

<p>酒井副委員長</p>	<p>の平均単価を見てみますと約3万8,500円くらい。これを野村クリーンセンターのトン当たりと比較してみますと、さほど大きくは変わらない、やはり野村クリーンセンターも3万5,000円程度要っておるということで、今後、南環境センターがどの程度の通常的な修繕が入ってくるかによってトン当たりの単価は大きく左右されると思いますが、ほぼうちと同じ費用にはなってくるかなと思いますし、ただ、費用的に負担が増えるのは、そちらにもって行く運搬費、時間等が増えますので委託料が増えてくるのかなと推測しているところでございます。</p> <p>私が尋ねたのは、魚島村とかそういうところがやっているダイオキシン対策についての問題で、最近、技術的に発展しまして、そんなに八幡浜で大規模に焼却して、長時間焼却しないとダイオキシンが消えないというようなことじゃないのではという気がしますので、愛媛県の指導とかそういうものがありますので、広域の問題もありますし、その辺りも含めてもうそろそろ西予市独自のことも考える時期かなと思っておりますが、30年で切れるときにどういう対応をするかということ、方向性をしっかりと見据えてほしい。一般廃棄物の焼却につきましても技術的な革新がありますので。そのあたりの技術的なことは私も詳しくわかりませんが、ダイオキシンの発生を抑えられる技術が発展しているということをいろいろなメーカーからも聞きますし、将来を見据えたかたちで30年までにはしっかりしたものをやってください。</p>
<p>横山生活福祉部長</p>	<p>ありがとうございます。今時点の西予市の方向性としましては、野村クリーンセンターを稼働停止したなかで、野村、城川方面も八幡浜市のほうに焼却をお願いする予定ではございます。</p>
<p>源委員長</p>	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。</p>
<p>源委員長</p>	<p>採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。</p>
<p>源委員長</p>	<p>挙手全員により、議案第50号の内、環境衛生所管分は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
<p>源委員長</p>	<p>議案審査がすべて終了した旨を告げ、以降の進行を副委員長に委ねる。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>部長に挨拶をお願いする。</p>
<p>横山生活福祉部長</p>	<p>挨拶を行う。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>閉会宣言を行う。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後2時55分</p>